

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護運営規程

医療法人 道志社
グループホーム小松島

（事業の目的）

第1条 医療法人道志社（以下「事業者」という）が開設する指定認知症対応型共同生活介護事業所「グループホーム小松島」（以下「事業所」という）が行う指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び短期利用指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護等」という）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者・要支援者であって認知症の状態にある者（以下「利用者」という）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 利用者が事業所において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

- 2 事業の実施に当たっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めると共に、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービス提供者等との密接な連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 グループホーム小松島
- （2）所在地 徳島県小松島市田浦町近里84番地2

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- （2）計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行うとともに、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成並びに連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病医院等との連絡、調整を行う。

- （3）介護職員 法定必要数以上

介護職員は、日常生活全般にわたる介護業務を行う。

（利用定員）

第5条 利用者の定員は18名（2ユニット 9名×2）とする。

(認知症対応型共同生活介護等の内容)

第6条 認知症対応型共同生活介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 健康体操
- (2) 利用者ごとに計画したリハビリテーション
- (3) 利用者各人の趣味及び嗜好活動の支援
- (4) 調理、掃除、洗濯その他の家事の援助
- (5) 入浴、食事、排泄、着替え等の介助
- (6) 地域の人々との交流（買い物、各種サークル参加など）
- (7) お花見などの行楽活動
- (8) 相談、援助

(認知症対応型共同生活介護等の利用料その他の費用の額) ※別紙利用料金表のとおり

第7条 認知症対応型共同生活介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護等が法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 前項に定める額のほか、次に定める費用の額の支払いを利用者から受けることができるものとする。
 - (1) 部屋代
 - (2) 食材料費
 - (3) 光熱費
 - (4) おむつ代
 - (5) その他日常生活において通常必要な費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用
- 3 前2項に規定する費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 利用者は管理者の指示に従い、他の利用者の迷惑になる行為をしてはならない。

(短期利用指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護について)

第9条 当事業所は、各ユニットの定員の範囲内で空いている居室等を利用し、短期利用の指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護(以下「短期利用共同生活介護等」という。)を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護等の定員は一のユニットにつき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護等の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護等の利用にあたっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

- 5 利用者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、利用者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護等の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については利用者ではなく、短期利用共同生活介護等の利用者が負担するものとする。
- 6 短期利用共同生活介護等の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(非常災害対策)

第10条 消防法に規定する防火管理者を設置し、消防、風水害その他災害に対処するための計画を作成させると共に、当該計画に基づき、次に掲げる訓練等を行う。

- (1) 消火、通報、避難及び救出等の訓練 年 2回
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備 年 2回
- (3) 従業者等に対する火気取扱いに関する指導・監督
- (4) その他非常災害対策上必要な対策

(損害賠償)

第11条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が生じた場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害保険に加入する。

(衛生管理)

第12条 事業者は、利用者の使用する施設、設備、飲料水等の衛生管理に努め、必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、当該事業所において感染症の発生、まん延防止対策を講ずるように努める。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従業者は、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、必要な処置を講ずるものとする。

- 2 前項に規定する手当等を行った場合には、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

(個人情報保護)

第14条 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者であったものに、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(身体的拘束等の適正化について)

第15条 事業所は、身体的拘束等の適正化に取り組むため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(調査への協力)

第17条 市町村が行う調査に対しては積極的に協力するとともに、指導または助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業者の質的向上を図るための機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附

則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

改定 令和5年7月26日